

安心して暮らし続けることができるように、市民のための市政経営を

長友市長は2002年夏から市政経営の最高責任者として舵取りされてきました。当初の市政経営の基本は以下4点です。

1. 市民参加型の市政、大胆で迅速な情報公開と情報開示、公費を使って収集した情報は市民の物。情報共有なくして政策目標の達成は困難。
2. 効率的な市政、外部評価の導入を導入し行政評価の一環としての事務事業評価と企業会計の考え方の導入
3. 三位一体のまちづくり 市民、企業、行政の三位一体となったまちづくりの推進、民間活力の活用
4. 男女共同参画、政策の企画、立案過程に今まで以上に女性の意見を明確な形で反映できるよう審議会等の委員、市の要職に関しても、今まで以上に女性が職に就く割合を可能な限り高める。そして、この4点を実践していくに当たって「市民が市政を変えたいと考えた事実から何を継続し何を改革すべきか、その選択が自分に課せられた最大の命題。自由な発想から生まれた魅力あるアイデアを大切に、施策へと昇華させたい。そのためにも、市政に係わるすべての英知と努力を結集すべく、いつでもどこへでも自ら足を運んで、誠心誠意働く覚悟。事業リスクや財政負担など計画段階からの市民参加を大切に夢のあるまちづくりを市民と共に進める」でした。あれから12年が経ち、4度の立候補を表明されました。私は、これまで市長の任期節目の際に4年間の総括も含めて質問してきました。3月議会では決意表明とも取れる意欲的な予算提案だった点も踏まえ、3期12年間の総括も含め質問しました。答弁は、最重要課題である京王線の地下化と、市民生活に不可欠な新ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」の整備を例に前基本計画の総仕上げの中で大きな節目を迎えたと自らを評価しながらも市長選への立候補の表明はされませんでした。が、先月5月11日の記者会見では、「次の任期が駅前広場などまちづくりの総仕上げとなる。責任を持って担当させて頂きたい。待機児童の解消や高齢者福祉の充実にも全力を挙げる。」といった趣旨の出馬宣言について新聞報道で知りました。

調布市では8年ぶりの市長選挙になります。記者会見では、市長自ら「3期目と4期目では市民の受け止め方も異なるが市民の審判を仰ぎたい」といった主旨の発言をされています。今回の一般質問では他の議員も取り上げていますが、その背景のひとつが多選批判ではないでしょうか。「まちづくりの総仕上げをしたい」といった説明だけでは多選批判された市長の4期出馬することへの市民への十分な説明になっているとは思えません。市長が初めて立候補された時のフレーズが大胆な改革です。これは裏返せば、長期政権にはできないとの意味も含まれていました。すでに3期12年、トップとして10年を超えて市政経営を担ってきました。どこでも言われている事ですが、権力は腐るとい言葉がありますが、利害関係も生まれ、どの組織でも腐らないまでも様々な面からマンネリ化して来ることは否めません。東日本大震災を境に市民の価値観も大きく変わりつつあるなかで、社会状況の変化も目まぐるしい中、今後文字通り何を継続して、何を改革していくのかが問われる所です。4期目という自らも批判された長期政権を目指すのであれば、国政の揺らぎがあるなかで自治基本条例を制定した自治体の長として、主権者である市民の意思に基づく市民の政府の責任者として、市民のための市政を行う使命を果たし持続可能な地域社会を創り上げていくために、自らの12年を振り返り、何を継続するのか、何を改革するのか、より市政が高みを目指していく決意を有権者に語るべきです。一期目に当選された際に話されたように自由な発想から生まれた魅力あるアイデアを大切にして施策展開し、市政に係わるすべての英知と努力を結集すべく、自らが汗をかき行動し、3期までの空気を変える新たなビジョンをここで明確にすることが、組織で働く職員の意識も喚起され、新たな4年間を支える組織としてしっかりと機能していくものと考えます。

若さを強調し、48才で初当選された市長が市役所で市政運営に携わった時は、市長よりも年上の管理職も居ました。現在61才を過ぎた市長より年長者は小林副市長一人ですが、副市長も

市長が選んだ補佐職です、他は皆市長の元で働き市長が任命した年下の部長です。もし当選を果たされた場合は、よほど自戒をして市政経営を進める決意で臨まないと、機能しないのではないかと危惧します。3期目は無投票だったという事もある市長公約が何だったのか定かではありません。市長自らの公約に対してこれまでの12年を振り返って自身でどのように総括するのか、市政を連続して担当してきたので、公約は市民との約束です。できなかったことは課題として残っている訳で、公約実現を信じて一票を投じた市民に対して、できなかった理由を市民に伝えていく説明責任があります。情報の共有が市長の目指す参加協働のまちづくりの基本のはずです。私は市民代表の議員として行政をチェックする立場からも、政治家としての市長の3期12年の総括について、そして4期目を目指す新たなビジョンと新たなビジョンを実現させるための具体的な視点について、合わせて国における介護保険法改正の動きの中で喫緊の課題を抱えた高齢福祉政策について質問します。

まず、これまでの3期12年間の市政経営について、評価と課題は何かお聞きします。

私は3月議会で3期目の総括を聞きましたが、今回は市長就任からの3期12年間の総括を伺います。まず一点目として3期12年間の地方自治の変化について伺います。

市長は12年を振り返り、この12年間の地方自治における変化についてどのように受けとめているのでしょうか。また、その中で地方自治をどう前進させてきたのか、具体的にお答え下さい。二点目は、3期12年間での公約をどう評価されているのでしょうか。特に3期目は無投票ということもあってか、公約も市民全体が共有していた訳ではありませんので、何が実現して何が課題として残ったのか、明確にする必要があります。最初にもお話ししましたが、公約は市民との約束ですので実現していくことは当然としても、大事なことはできなかったことは何だったのかという点です。市民は公約実現を信じて投票します。であれば、できなかった事こそ今後の課題でもあります。実現できなかった原因について、実現できなかった理由をどのように分析されているのか具体的にお聞きかせください。

次に、多選批判された市長の考える変革と継続についてお聞きします。市長が初めて立候補された時のフレーズは最初に紹介したように大胆な改革です。これは裏返せば、長期政権にはできないとの意味も含まれていたと受けとめています。すでに10年を超えて市政経営を担われています。東日本大震災を境に市民の価値観も大きく変わってきたと述べましたが、4期は長期政権と多くの方が認識する所です。ご自身が4選された場合は、文字通り長期政権になる訳ですが、ご自身ができないと言っていた長期政権下における変革を、何をどのようになし得ていくおつもりなのか、また何を継続して行くのでしょうかお聞かせ下さい。

次に、市長が描くまちの新たなビジョンについてお聞きします。

市長の配布されているリーフレットには世界を見てきたからこそ、ビジョンがあると記載されています。調布市の将来人口推計では10年後の36年に約23万人でピークを迎えるとしています。一世帯当たり人員は減り、世帯数は伸び65歳以上の人口は伸びています。他の自治体と異なるのは14才以下の人口が微増していることです。しかし平成42年にかけては75歳以上の人口が1万人以上増加する一方で15歳以上64歳以下の人口が5000人以上減少することが見込まれています。この事を踏まえると子ども政策の充実が急がれることはわかりますが、いずれ訪れる生産人口の減少や超高齢化社会が近づいています。

誰が市政を担当するにしろ、人口減少社会にあっても、安心して暮らし続けられるまちが誰もが思い浮かべることは疑いがありません。そのような地域社会である調布のまちが市民の願いであり、市民が作り上げたいまちではないかと思えます。市長はそうした市民の思いに向き合い、受け止めて、これからの調布のまちのビジョンを語り、伝えていくべきです。なぜならば、市長は市民の信託によって市政を担っているからです。そうした視点に立って、主権者である市民に市長の描くまちのビジョンについてわかりやすくお聞かせ下さい。

また、市長の描く新たなビジョンの中に2002年に掲げた4つの基本点についての変更はあるのでしょうか。市民参加型の市政の前提は情報公開と情報開示でしたが、最近、「情報は市民のもの」というフレーズからほど遠い出来事が起きているように感じますが、情報公開については

当初の見解が変わらないのでしょうか。先週の一般質問では、女性政策についての質問がありましたが、この点についてはこれまでも多くの会派から取り組む姿勢について問われてきています。それは、どの市長選でも聞かれなかった女性助役の登用という公約に、これまでにない市長の新しい視点に期待して多くの女性が投票したからです。結局、一度も議会への提案もなく女性助役という明確な形での政策から大きく後退した女性政策が続いています。審議会等の委員の割合を高める政策も行革プランから消えてしまいました。現在、国においては成長戦略の一環として20年にはあらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性となる社会を目指すとして自治体・企業に女性登用の義務化を含めた関連法案を検討中との事です。政策の企画、立案過程に今まで以上に女性の意見を明確な形で反映できるよう審議会等の委員、総合計画策定時の基本理念のひとつも男女平等だったはずです。男女共同参画推進プランでは基本目標4にモデル事業所づくりがありますが、まず市役所がモデル事業としてポジティブアクションを行うべきです。今後の地方自治に女性の視点を取り入れた行政運営は重要だと考えますが、市長はこの政策の旗を降ろすのでしょうか。

次に、新たなビジョンを実現するための具体的な視点についてお聞きします。

基本計画は25年度から30年度までですが、市長任期との連動性を考慮して本年度必要な見直しが行われますが、計画策定時と比べ社会状況の目まぐるしく変化についてはどう受けとめ課題を整理されているのでしょうか。新しく取り組むべき課題の優先順位はどう考えているのでしょうか。いずれにしろ市長任期に合わせることで、市長の思いの即時対応が可能になります。今、政策化したいテーマはあるのでしょうかお答え下さい。消費税の更なる増税も控え、これからの厳しい経済状況下において人材、財源、施設、情報などの資源をいかに組み合わせて市民の幸せを追求していくか、そこに経営という視点が求められます。特に人材は行政経営の要です。組織体として、今後も正規職員を減らしていきますが、組織として人材育成して市民のための市政を継続していくには限界に来ているのではないかと危惧しています。厳しい定数管理の中での質の向上をどう図っていくのか。正規職員を減らした業務執行体制をどう考えているのでしょうか。半数が非正規職員で対応する現状は組織としての弱体化や職員の負荷増大となり健康面への悪影響は大丈夫なのか気になる所です。正規職員でなくとも市政運営の力になっています。賃金格差と仕事におけるモチベーションの向上はどう図っていくのでしょうか。

現在、市政運営を進める上で、市民意識調査をベースに市民ニーズを把握していること認識していますが、市民意識調査を毎年取る必要性はあるのかは疑問です。実施は隔年でも良いのではないのでしょうか。今回は計画の見直しの時期でもあり、今後の展望を考える上で具体的な課題を認識して政策を進める上でも重要な時期ですので理解するものですが、データブックも含め、活用することを前提に策定しないと意味のない投資になってしまいます。今回の調査報告では防災や道路整備、就労支援などの優先順位も見て取れるが、今後はどう反映させていくのでしょうか。行政経営部のこういった定型業務を減量して、新たな政策課題の研究や、現場を見ること、もっと時間を割くべきだと思いますが如何お考えでしょうか。

2. 高齢者福祉政策について

介護保険改正後の保険者として市の姿勢を問うものです。介護保険制度の改定案が明らかにされてきていますが、市行政に与える影響は大きいことは皆さんご承知の通りです。まずは保険者である市は国に対して市民の立場に寄り添って「介護の社会化」からスタートした介護保険の基本原則を守るよう声を挙げていく姿勢が求められます。介護保険料を払う被保険者は介護認定を受けて初めてサービスを利用する権利、受給権を得ます。今まで介護保険から給付されていた被保険者にとっては、国が決定した条件により今まで受けていたサービス内容が保障されず、場合によっては奪われてしまう危険性があります。そもそも税金を投入する公のサービスで給付されていた時は、事業者に対して人員基準や運営基準もあり専門職が携わっていた部門に人員基準も運営基準もなくボランティアを導入していく考え方は疑問です。サービスの質

の面からも地域格差は免れません。法改正は市民の目から見れば改悪としか言いようがありません。この改正について何らかの意見を国に伝えるべきと考えますが、この点はどのように対応しているのでしょうか。

次に包括ケア事業と第6期計画策定について質問します。

市では第6期の高齢者総合計画の策定に入りますが、当然介護保険の改定に対して、保険者である市として安定的継続的に継続すべき福祉サービスをボランティアに委ねるのは無責任だと考えますが、今後どう取り組んで行くのかが問われる所です。市として、しっかりした方向性を持って進んでいくべきと考えますが、課題は何で、市としてはそれをどのように解決すべく計画に反映していくのかお聞かせ下さい。特に市町村に移管される地域支援事業についてどのような見解を持っているのでしょうか。財源、人的な面も含めどのように対応するのか検討内容をお答え下さい。今後、高齢者人口は増加していきます。特に後期高齢者の増加は著しいものがあります。介護保険を利用する人も増加する点も考慮すれば、市の体制の見直しも避けられないと考えます。まず高齢福祉・健康推進担当については参事ではなく部長職を置き、関連する国保や年金、後期医療も担当とすべきではないでしょうか。そして市町村事業として機能しなければならない地域包括ケアの専任部署を基本計画の見直しの時期に連動して検討すべきではないでしょうか。法改正され新たな動きが始まるまで残された時間は僅かです。市には要支援の方は現在どの位いらっしゃるのでしょうか。今後、必要なサービスをどんな方法で作っていくのでしょうか。サービスの切り捨てが心配されていますが、市町村事業として、機能させるためにも市のしっかりした方針が必要ですが、それは何でしょうかお聞かせ下さい。

次に医療との連携について質問します。

高齢福祉政策にとって健康政策の要でもある医療との連携は欠かせません。まちづくりデータブック2013にも在宅生活支援の施策では、近年の要介護者は介護ニーズだけでなく医療ニーズも高まり安心して、介護と医療サービスを切れ目なく受けられる体制づくりが求められているとの記述もあります。現在、調布市が定めた福祉圏域で地域包括支援センターは、様々な福祉・介護のワンストップサービスの場になっています。すでに北区では推進されているようですが、センターに3職種に加え医療の専門家を配置して連携していくことで、安心して地域で暮らせる見守り事業の充実に繋げていくことが今後は必須と考え提案いたしますが、6期計画では、この点も位置づけて医療面からも市民が安心して暮らせる地域づくりを計画に反映させていくべきと考えますがいかがお考えでしょうか。2018年には認知症初期集中治療がスタートするとも聞いていますが、地域で認知症によるトラブルが起きたり、発症した際の混乱などを解決していくことが大事です。調布市は杏林大学が担当医療機関になっていますが市としては、この事業のスタートに向けた備えについてはどのように対応しているのでしょうか。介護保険を考えると、かかりつけ医の存在は欠かせません。当事者がかかりつけ医を見つけるにはどうしたら良いのか、市民に広報していくべきですがどのように対応しているのでしょうか。

次に、認知症カフェの早期取り組みをについて質問します。

介護保険の改正では、今後は特養には要介護3からでないとい入所できなくなります。また利用料の負担の増大、専門職によるサービスの後退など今回の改正は被介護者、介護者、運営する保険者にとっても厳しい内容を含んでいます。認知症について更なる啓発事業の充実と介護者の居場所づくりへ努力が必要です。国においても、いわゆるオレンジプランで認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場として位置づけられました。ゆうあい福祉公社がモデル事業をスタートさせますが、本来は市が目標を定め早期に取り組むべき事業であり、6期計画にも位置づけるべきですが、認知症カフェへの取り組みについて市の方向性を改めてお聞きかせください。

最後に地域福祉コーディネーター配置の前倒しをとの角度から質問します。

まちづくりデータブック2013には、共に支え合う地域福祉の推進の中に地域が一体となった福祉のまちづくりの推進に、地域と行政、専門機関をつなぐ橋渡し役として地域コーディネーターの配置が載っています。調布市民福祉ニーズ調査報告書を見ると、福祉の担い手として、その

役割がますます重要との記載があるが、そこには身近な地域でだれもが安心して暮らしていくためには居住地ごとに配置することの重要性も記載されています。市長が出されているリーフレットにも地域福祉コーディネーターの配置が明記されていました。総合的に評価検討するまでもなく早期に残り8つの圏域に配置すべきと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。政治家である市長の、4期に向けた市政に対する市民に向けてのわかりやすい答弁を求めるものです。

(市長答弁)

ただいま、大河巳渡子議員より大きく2点にわたり御質問をいただきました。私からは、市政経営についてのうち、3期12年の評価と課題についてと、目指すまちの新たなビジョンについてお答えします。

はじめに地方自治に関する御質問についてであります。

地方分権改革の進展により、地方自治体は、これまで以上に主体的に責任を持ってまちづくりを進めていかなければなりません。その中で、社会の変化や市民の価値観の多様化などに適切に対応し、変革期にふさわしいまちづくりを、行政や議会をはじめ、多様な主体が連携・協力し、それぞれが主体的な担い手として自治のまちづくりを進めていく必要があります。こうした中、私は、12年前、市政の改革と市民の生活を大切にすることを訴え、市長に就任させていただきました。このことは、私の市政経営の原点であり、これまでの任期を通じて持ち続けてきた信念であり、今後も、いささかも変わることはありません。また、参加と協働のまちづくりと持続可能な市政経営の2つの基本的考え方に関しては、一貫して私の市政経営の基本に据えて取り組んで参りました。とりわけ、参加と協働のまちづくりについては、市民参加手続ガイドライン及び協働推進ガイドブックに基づき、多様な市民参加手法の実践を重ねるとともに、協働の取組にも意を注ぎ、市民とともにまちづくりを進めてきました。

そして、この参加と協働のまちづくりと持続可能な市政経営の2つの基本的考え方を、今後の自主・自立のまちづくりの礎となる基本理念と基本原則として、自治の理念と市政運営に関する基本条例に反映することができました。市政改革につきましては、聖域のない事業の見直しに取り組み、保養所の廃止や敬老金の見直しなどにも取り組みました。また、客観的な成果指標を取り入れながら、基本計画の進行管理と行政評価を連動させ、計画・行革・予算が一体となったPDCAマネジメントサイクルによる行財政運営を定着させるとともに、限られた資源を効果的・効率的に活用し、持続可能な市政運営を推進して参りました。平成16年度から平成24年度までの9年間にわたる、第2次から第4次までの行財政改革アクションプランにて、民間活用の推進や職員の定数抑制及び給与制度見直しなどによる歳出縮減とともに、広告料収入等の確保や保有資産の活用・処分などによる歳入確保に不断に取り組み、100億円余の財政効果を得たところであります。

また、財政面では、市独自の財政規律ガイドラインを踏まえ、これまでの間、市債残高や後年度の公債費の支払いに留意した市債の借入れを行うなど、健全な財政運営に取り組んで参りました。このような不断の改革に取り組みながら、今後も、基本計画で位置付けた各施策を着実に推進するとともに、市政の第一の責務として、市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調とした市政経営に全力で取り組んで参ります。

3期目の公約について御質問をいただきましたが、選挙時において、市民の皆様にご説明させていただく時間が極めて限られたため、市民の皆様と触れ合うさまざまな機会を通して、3期目の4年間の重要施策について御説明させていただくよう心がけました。その主な内容としては、市民とともに歩む夢のあるまちづくりに向けて、京王線連続立体交差事業を中心とする都市基盤整備や、三鷹市と共同で進めたごみ処理施設の建設、調布市始まって以来の大イベントであるスポーツ祭東京2013の取組などを掲げました。また、市民の方が、いつでも気軽に相談でき、必要な支援が受けられる体制の整備など、市民生活のセーフティネットが充実しているまちを目指す「いきいきと安心して暮らせるまち」、保育園待機児童対策に引き続き取り組むとともに、病後児保育など多様な保育サービスの充実、学童クラブの育成時間の延長や、

放課後遊び場対策事業ユーフオーの全小学校への設置などを進める「子どもたちが輝くまち」など、「夢のあるまちづくり7つの柱」として掲げたところであります。

公約に掲げた、中心市街地の街づくりについては、一昨年8月に京王線の地下化が実現し、昨年は、布田・国領駅の駅舎が完成するなど、連立事業は完了に向けて目に見える形で進捗しております。これに連動する21世紀の調布のまちの骨格づくりとして南北一体となった都市基盤整備を、基本計画に沿って着実に推進しているところです。また、ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」の建設につきましては、地域住民の皆様には、本稼働に至るまで、また、本稼働後におきましても、多大な御理解・御協力をいただいております。深く感謝しております。今後も、この感謝の気持ちを忘れずに、地域住民の皆さんと誠実に向き合い、クリーンプラザふじみの稼働における安全と環境への最大限の配慮はもとより、施設周辺のまちづくりについて、市として責任をもって取り組んで参ります。

この3期目を含め、1期目からの12年を公約の面で振り返ると、保育園待機児童対策など継続した課題はあるものの、そのうちの9割以上の公約を達成し、着実に成果を挙げてきたものと考えております。保育園待機児童対策については、平成14年度から平成25年度までに、認可保育園をはじめ、認証保育所や家庭福祉員、小規模保育施設など、様々な手法により41の施設整備を行い、1,837人の定員拡大を図り、現在も継続的かつ重点的に取り組んでいるところです。保育園の申込状況を、平成24年度と平成25年度の近隣市の状況と比較して見ますと、他市の状況が平均で82人、最大で148人の増加となったのに対し、調布市では申込者数が317人の増加という結果となりました。これは、近隣市と比較して大きく定員を拡大したことにより、潜在的な保育ニーズが顕在化したとも考えられます。こうした分析や子育てニーズ調査の結果を踏まえ、子ども・子育て支援新制度を見据えた、子ども子育て会議での議論を事業計画の策定に繋げ、新制度に適切に対応する中で、今後の待機児童対策を推進して参りたいと考えております。次に、目指すまちの新たなビジョンについてお答えいたします。調布のまちの今後数年を展望すると、中心市街地は大きく変貌を遂げ、21世紀の新たな調布のまちの骨格がおおむね定まって参ります。こうしたハード面の整備と合わせ、にぎわいの創出や文化交流、安全・安心のまちづくりなどソフト面の充実により、市民が豊かさを感じられるまちが実現していくものと考えております。こうした展望の下、次の任期を担わせていただけるならば、私は、魅力あふれる豊かなまち調布を目指し、利便性と快適性を備えた21世紀のまちの骨格づくりの総仕上げ、市民が主役・市民本位のまちづくり、さらなる市政の効率化を目指し、これまで取り組んできた4つの重点プロジェクトに加え、様々な分野で参加と協働の取組を花開かせ、市民本位のまちづくりを進めて参ります。これらを、今年度、時点修正する基本計画に反映し、基本構想において、市民の皆様、議会の皆様とともに掲げたまちの将来像の実現に向け、計画的に取り組むたいと考えております。議員御指摘の政策・方針決定過程への女性の参画促進についても、第4次男女共同参画推進プランの取組の推進に継続的に努めてまいります。同プランにて、調布市がモデル事業となるよう取り組んでおります女性の登用につきましては、市の管理職に占める女性の割合は、課長職では、昨年の状況として、18.3パーセントで26市の中で第2位と高い水準となっております。引き続き、組織における自らのキャリアデザインを志向させ意識の啓発を図る若手女性職員を対象とした研修の実施や、管理職や係長職の立場で活躍している先輩女性職員を相談員として任命するメンター制度の活用などを通じ、女性職員の昇任意欲の喚起、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んで参ります。最後に、市政を取り巻く状況は、引き続き難しい局面が待ち受けていることは論をまちませんが、3期12年の経験を活かして、市政全般にわたるマネジメントの向上を目指すとともに、引き続き夢のあるまちづくりに向け、市政のかじ取りをさせていただきたいと考えております。その他の御質問につきましては、担当よりお答えいたします。

(行政経営部長答弁)

私からは、市政経営についてのその他の質問についてお答えします。

まず、職員定数についてであります。これまで、厳しい財政状況の中、多様化・複雑化する行政需要や市政を取り巻く環境の変化に適切に対応していくため、官と民の役割分担のもと、民間でできることは積極的に民間に任せ、また、多様な人材を効果的に活用しながら、総人件費と職員定数の抑制に努めて参りました。その一方で、仕事へのやりがいを喚起する、職務・職責を的確に反映させるための人事・給与制度の構築のほか、職員の人材育成や意識改革にも取り組んで参りました。組織及び職員体制の整備に当たっては、行政経営部と各部が協議を行う中で現状等を把握し、業務量の増加や事業の推進・強化に伴い、体制整備が必要な部署については、業務内容に応じて所要の人員を適切に配置しているところであります。今後も、組織の活性化や職員における業務量の負荷についても考慮しながら、引き続き、簡素で効率的な組織体制を目指して参ります。次に市民意識調査についてであります。

市民意識調査は、「まちづくり指標」の現状値を把握し、行政評価における客観的な指標として引用するほか、市民が日常感じている暮らしの満足度・優先度や、まちづくりに関する市民ニーズ等を分析し、市政経営に活用しており、引き続き毎年実施する必要があると考えております。ここ数年の調査結果を見ますと、災害対策・防犯対策・教育・子育て支援サービス・道路整備などが、市民の優先度が高い項目に挙げられています。また、市民意識調査では経年的に把握する設問のほか、毎年のトピックス的な設問を設定しております。平成25年度の調査では、市民参加に関する市民意識を伺う設問を設けました。その中で、市民参加意向については、まちづくりに、「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」と回答した市民の割合は半数を超えており、参加意向の高さが伺えます。こうした調査結果を踏まえ、今後、一層参加と協働を高めていくためにも、より市民が参加しやすい市民参加手法の検討が課題であると認識しております。最後に、行政経営部は、行財政の総合調整を担当する立場として、政策課題の調査研究はもとより、現場を知ることにより注いでおります。基本計画の時点修正においても、各部と積極的な意見交換を行うとともに、できる限り現場に足を運び、より現実を見据えた政策形成に努めて参りたいと考えております。

(福祉健康部参事答弁)

私からは、高齢者福祉政策についての御質問にお答えいたします。初めに、介護保険制度改定後の保険者としての市の姿勢についてです。介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みとして、平成12年度にスタートし、導入から14年が経過しました。この間に、急速な高齢化とともに、介護保険の費用も増加しております。今後も介護保険の費用の増加は避けられず、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、それまでに必要な介護を提供できる体制整備が急務となっております。現在、国から提示されている改正案は、財源措置が未確定のため、地域格差が生じる可能性があり、市民の方からは、これまでと変わらない一定の質が維持されたサービスを受けることができるのかといった不安の声が上がっています。調布市はこれらの問題点に対し、全国市長会などを通じ、これまでと同様のサービスが受けられるよう十分な財源措置を確保することや、市町村の実状に応じた柔軟な対応が可能となるよう国へ要望して参りました。引き続き、今後もあらゆる機会を通して、利用者の負担が急激に増加することなく、継続してサービスが利用できるよう国へ要望して参ります。また、今回の改正案により、今後10年余りで「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築するために、市町村が医療機関、ケアマネジャー、介護保険事業者など多職種と連携し、地域の中で協働する仕組みをつくるのが、より重要な課題となります。その一方で、今回の改正案は、市町村への権限委譲による業務量の増加や財政負担の増加など、市町村への影響は大変大きいものと考えられます。介護が必要な高齢者の尊厳を保持し、高齢者の誰もが安心して、生きがいを持って暮らし続けることのできる地域づくりの実現のため、地域の資源を生かした次期高齢者総合計画の策定に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制の整備についても検討して参ります。次に、包括ケア事業と第6期計画策定についてです。

介護保険制度が大きく転換する中で、高齢者が自宅においても安心して生活が続けられるよ

う、医療と介護の連携や認知症施策の推進への対応が必要となります。さらに予防給付の一部が新たな総合事業として自治体の裁量に委ねられることとなります。調布市内の要支援1・2の認定者数は、平成26年1月末現在で、約3,000人で、要支援・要介護認定者数全体のおよそ30パーセントを占めています。この要支援の方が何らかの形で、必要なサービスを継続して確実に受けることができるよう、仕組みを検討していく必要があります。

いかにして地域全体で高齢者を支えていくか、その体制を整備していくかが重要であり、介護保険という公的サービスに加え、老人クラブや自治会、ボランティア、NPO等、公的サービス以外の関係機関や関係団体のサービスを活用するなど、様々な地域の力と公的制度との連携強化を図り、包括的な支援ができるよう努めて参ります。とりわけ、調布市社会福祉協議会が把握している社会資源を地域支援に向けるためのコーディネート、調布ゆうあい福祉公社が行っているボランティアの育成については、それらのノウハウを最大限に活用しながら、新たな総合事業の創出に取り組んで参ります。今年度に策定する第6期調布市高齢者総合計画では、高齢者福祉推進協議会の中で、市民、事業者、有識者等とともに、地域全体でいかに高齢者を支えていくかの議論を進め、医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的、継続的に提供する地域包括ケアシステムを2025年までに構築することを目指し、取り組んで参ります。次に、医療との連携についてですが、要介護高齢者の支援には介護サービスだけでなく、病気の治療を伴うことが多く、医療と介護の連携は欠かせません。このうち、すでに介護保険サービスを利用している方については、日常生活の中で生活支援サービスと医療との組み合わせを調整することとなるためケアマネジャーと医療機関との連携の推進が必要になります。

また、認知症の方などは、病状の安定や介護サービス利用のために受診させたくても、自覚がなく、なかなか病院にかかろうとしないため、家族の方が苦勞をすることも増えています。このような場合に、「ちょうふ在宅医療相談室」や「地域包括支援センター」に相談をし、訪問医を紹介してもらうことで医療につながる場合もあります。さらに対応が難しい場合の方策として、国は「認知症初期集中支援チーム」という看護職や作業療法士などの支援チームの設置を進めており、さらに、東京都では認知症疾患医療センターによる認知症アウトリーチチームの設置などが進められています。議員ご提案の北区などで行われている地域包括支援センターに相談医を配置する取組につきましては必要に応じ随時相談できることがメリットであるため、その体制づくり等について、医師会と協議しながら検討を進めて参ります。

次に、認知症カフェの取組についてお答えします。認知症カフェは、認知症の方を介護する家族等の心理的負担を軽減させる効果とともに、認知症の方の社会参加の機会を提供したり、認知症を支える人材の育成にも役立つと言われており、大きな役割を持っていることを認識しています。最近市内においても、認知症の方や家族も参加できるサロンがいくつか立ち上げられている状況について把握しています。また、今年度、市の監理団体である調布ゆうあい福祉公社で、認知症カフェをモデル的に実施し、集いの場を提供するとともに、地域で認知症カフェを運営できる人材の育成も行っていく予定です。このような市民や団体によるサロンやカフェの運営の仕方や利用実態、更にカフェを運営することができる人材育成の成果などを参考にし、今後、認知症の高齢者や家族を支える認知症カフェなどの施策につきまして、第6期高齢者総合計画策定の中で検討して参ります。

次に地域福祉コーディネーター配置の前倒しについてお答えいたします。

調布市では、平成25年度から、モデル事業として、市内2地域に地域福祉コーディネーターを試行的に配置しております。平成25年度の実績といたしましては、地域の生活課題に対する個別の相談対応や自治会、地区協議会、地域包括支援センター等の各種団体等とのネットワークづくりを行ったほか、ひだまりサロンの立ち上げ支援を行い、その新設に寄与するなど、一定の効果を上げているものと考えております。

今後の地域福祉コーディネーターの配置につきましては、平成25年度と平成26年度の実績とその成果、財政状況等とも合わせて総合的に検証し、今年度予定している基本計画の時点修正とも整合を図りながら、検討して参ります。